

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20240724	御殿場タクシー株式会社(法人番号8080101015816) 代表者勝又敬夫	静岡県御殿場市東田中861番地	本社営業所	静岡県御殿場市東田中861番地	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和5年11月13日及び令和5年12月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)	9	9
2	20240731	可児タクシー株式会社(法人番号7200001017743) 代表者梅村和行	岐阜県可児市広見1652番地1	本社営業所	岐阜県可児市広見字常盤1652-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項	令和6年2月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。